

修正原案への追加反映事項

震災編

第2部 責務と体制

第2章 初動態勢・応急対応体制

① 【第2節—第5 市職員の非常配備態勢】（震-67ページ）

避難所運営の体制強化及び災対教育部避難所班の活動強化のため、市立小中学校の教職員を非常配備体制に位置付ける。

『災対教育部避難所班の班に「市立小中学校」と記載。』

第3部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第4章 自治と連携による応急対応力の強化

① 【予防対策—第5節—第1 防災拠点機能の強化】（震-222ページ）

【図表3-4-2 災害時活動拠点施設一覧】の活動調整を行っていく施設として、以下を記載する。

災害時活動拠点	施設名	所在地	主な用途
がれき処理等に関する申請・相談窓口	クリーンセンター管理棟見学者ホール	緑町3-1-5	・左記事務の申請・相談窓口 ・ごみ総合対策課と随時連絡できる場所（発災直後から）
がれきごみ等搬出入調整窓口	どんぐり広場	緑町3-1-5	・がれきごみ等搬出入調整窓口（発災直後から）

ごみの一時集積場所候補地の補助地	市立公園・緑地	市内	・生活ごみ、災害ごみ対策用地 ・中学校区ごとに1カ所程度 (発災直後から)
動物救護本部	むさしのエコリゾート	緑町3-1-5	・保護した動物や傷病動物を預かり治療ができる場所 (発災直後から)

第5章 情報通信の確保

- ① 【予防対策—第2節—第2 多角複合的な情報提供手段の確保】
(震-254 ページ)

新たな手段の構築は困難なため、現在ある様々な情報収集手段を市民に周知するため、啓発に取り組んでいくとの方針を記載する。

『防災行政無線は住宅の高層化、気密性の向上により、都市部においては聞き取りづらいことがある。個人が放送内容を確認するため、市ホームページをはじめ、電話応答サービスや防災安全メール、市公式 SNS で発信をしており、その情報収集手段の周知、啓発に取り組んでいく。』

第8章 避難者対策

- ① 【予防対策—第3節—第2 感染症対策に配慮した避難所運営】
(震-393 ページ)

※原案第1と第2の間に記載。現第2 災害時におけるペット対策は第3とする。

感染症流行期に則した避難所運営を行うため、令和2年9月に作成した「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症対策）」を基とした、感染症流行期の避難所運営について記載。

【例】第2 感染症対策に配慮した避難所運営

災害時、避難所は多くの市民が集まる場所となる。通常ではいわゆる「3密」になるとが予想されるため、国のガイドライン等に則し、避難所での受け入れの考え方、避難所での対応、感染対策資器材の配備、防護対策、ゾーニング表示要領の概要などを示した「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症対策）」（令和2年9月）を作成した。避難所運営組織等に同手引きの周知を行うとともに、必要な資器材の管理を行っていく。

② 【応急対策—第2節 第2 避難所の管理・運営等】（震-411 ページ）

市立小中学校の教職員の災害時の役割を明確にするため、2 避難所の活動態勢の記載を追記する。

- 避難所に指定されている学校は避難所の管理運営について協力・援助を行う。
- 市立小中学校の教職員は、学校長の管理の下において、災対教育部避難所班の一員として、非常配備態勢に入るものとする。
- 学校長は、教育委員会及び本部管理部と、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動態勢の計画を策定するものとする。
- 在校中の児童・生徒の安全確保は、原則として学校が行い、避難住民の対応は市・避難所運営組織等を中心に行う。

11章 住民の生活の早期再建

① 【予防対策—第2節】（震-477 ページ）

基本方針に以下を追記する。

『災害時のトイレは、上下水道の復旧がなされる前は、各家庭で備蓄している携帯トイレの使用を原則とし、その後、避難所の災害用トイレ（避難所避難者でなくても利用できる）、公園等に設置されている災害用トイレを利用する。仮設トイレの設置については、民間事業者との協定などにより検討していく。また、上下水道の使用に関しては施設が正常に稼働することを確認する前に使用した場合に起こるトラブルや、稼働することが確認された後に広報する方法についても併せて検討していく。』